

六 イ 發	五 イ 募
特国	入価
別債	入価・別債行争非者
参市	札格行札格第参市及入価・別債
加場	発競発競Ⅱ加場び札格第参市
	行争額行争非者特国発競I加場
条特八つ定す五つ定う額	入価法入
第別億いにる千いにち面	札格決
一會四て基法八て基、金	発競定
項計千はづ律百はづ財額	行争の
のに百、き第十、き政で	
規関九額発四万額発法五	
定す十面行十円面行第千	
にる万金し六、金し四五	
基法円額た條特額た條百	
づ律で利第別で利第十	
き第三付一會二付一四	
発四千国項計千国項億	
行十五債のに五債の円	
し六百に規関億に規	
込募各当も各	發別にご
み限国ての申	行參よと
の度債るか込	「加るに
応額市。らみ	と者發應
募の場その	い・行募
額範特のう	う第へ限
を囲別応ち	。II以度
割内參募応	非下額
りに加額募	価へを
當お者を価	格國定
ていご順格	競債め
るてと次の	争市る
。各の割高	入場も
申応りい	札特の

十	九	八	ハ	七	口	イ	ハ
發		振額最		払			
行	替	低行争非者特國行争非者特國入価込		行争非者特國行争非者			
單	額	入価・別債入価・別債札格金		入価・別債札格第			
位	面	札格第參市札格第參市發競金		札格第參市			
日	位	金	發競II加場發競I加場行爭額	發競II加場發競I			
平す額の振		五	六	四万五	でた条特	でた	
成るの記替	万		百	百円千	六利第別	四利	
二。整載法	円		八	七四	百付一會	百付	
十数又の			十九	十六百	九国項計	七国	
一倍は規			九	九	十債のに	十債	
一年の記定			億	億	一に規関	八に	
八年金録に			六	六十八	億つ定す	億つ	
月額はよ			百	千億	円いにる	円い	
十に、る			五	六	て基法	て	
一日よ最振			十	千	、づ律	、	
る低替			十二	六	額き第	額	
も額口			万	百十六	面發四	面	
の面座			円	万円	金行十	金	
と金簿				三十	額し六	額	

の経利入価・別債行争非者特国
払過札格第参市及入価・別債
込利発競Ⅱ加場び札格第参市
み子率行争非者特国発競I加場
入価発
札格行
発競価
行争格

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{144}{365}$$

(二)
にりに座も係
た百算つにのる發行時
だ分出い記と所
しのして載し得
、二たは又て税
当該二十金額前記替源
債を乗か(+)のさ座徵そ
をじ當算れ簿収の
發行金額にものれ子
時額額よの口るに

(一)年
む十式は二
も号に、募・
のによ払入三
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

十額	格	十額
二面	五面	
銭金	銭金	
額	以額	
百円	上百円	
に	そに	
つ	れつ	
き	ぞき	
九	れ九	
十	の十	
九	応九	
円	募円	
七	六	

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五年三月二十日
につけ百円を支払う。日本銀行につけ百円額面金額一百円を支
払う。財務大臣から通知を受けた者

額面金額 × $\frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}$

規定期は平成二十二年九月二十日を支払期とするに又は外國法人である場合において取得する者が非居住者に又は前記(一)の算式により算出しに成る税額に当該非居住者又は外國法人が適用を受ける所得税額を控除する。すなはち、次式により算出しつて同じ。

金額を支払う。ただし、支払期は翌営業日に當たるときとし、銀行休業日に當たるときは、その次号及び第十六号におけるおおいたる(以て)。